

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 6 2 号												
件 名	5 歳から11歳の新型コロナウイルスワクチン接種を冷静に慎重に考える静かな環境と時間を尊重することを求めることについて 外 1 件												
要 旨	<p>2022 年 3 月から、5 歳から 11 歳の新型コロナウイルスワクチン（以下、コロナワクチン）接種が始まります。私はこの年代の子供を持つ者として、冷静に慎重に子供のコロナワクチン接種を考える静かな環境と時間を尊重していただきたく考えております。</p> <p>5 歳から 11 歳のコロナワクチン接種については、新潟市の発表（ホームページ含む）、テレビ、新聞、ネット情報等で、知らない人はいないと考えます。あとは、保護者が子供に接種が必要かどうかの情報を収集し、接種が必要と判断できたときに手続を取ればいいだけのことです。子供の間で感染が広がっていると報道されていますが、子供向けのコロナワクチンは、流行しているオミクロン株に対する有効性が認められていないため、予防接種法上の努力義務の適用が見送られています。オミクロン株に対する発症予防効果は、数字も示されておらず不明です。</p> <p>そのようなワクチンであるため、一律の接種券の発送は必要ないと考えます。一律に接種券が送付されれば学校や園で話題になり、同調圧力を生む可能性があります。既にコロナワクチンについては子供の間で話題に上っており、それが接種券が届くとどのような状況になるか心配であり、保護者としては不安です。特にコロナワクチンの接種について迷っている家庭は、接種券が届くのを恐れているのではと思います。大人では、戦争時の召集令状のように「打たなければ」とプレッシャーを感じ、体調を崩した人もいたと医師がブログで言っています。発送する側は深く考えないかもしれませんが、受け取る側は、子供の名前と何かしらの番号が印字されている接種券を、お上（新潟市の場合は保健所）からのお達しとして捉えて、「行かなくては」と接種への心理的圧力が生まれてしまう可能性があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>												
付 託 年月日 委員会	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 40%; border: none;">令和 4 年 3 月 8 日</td> <td style="width: 10%; border: none;">第 1 項</td> <td style="width: 10%; border: none;">}</td> <td style="width: 40%; border: none;">市民厚生常任委員会</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;">}</td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;">第 3 項</td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> </tr> </table>	令和 4 年 3 月 8 日	第 1 項	}	市民厚生常任委員会		}				第 3 項		
令和 4 年 3 月 8 日	第 1 項	}	市民厚生常任委員会										
	}												
	第 3 項												
受 理	令和 4 年 2 月 28 日 第 637 号												

保健所はPCR検査とか隔離とかを要請や指示しているため、保健所に対して市民は、従わなくてはならないところといった怖いイメージを持っていると思います。子供も基本的に注射が嫌いですので、体調を崩す保護者や子供が出てしまうのではないかと懸念します。そうすると保護者は冷静さに欠けてしまい、慎重に判断することができなくなるおそれがあると思います。

また、予防接種法上の努力義務は適用されませんが、勧奨はそのままです。しかし、それを根拠として勧めるのも極力控えてください。どうしても勧奨する場合は、この接種は任意であり強制ではない旨付言をするよう配慮ください。

あと、接種率の公表は接種をあおることにつながる可能性があると考えますので、行わないでください。接種率が高い、低いにより、接種への心理的圧力を生む可能性があります。努力義務が適用されないことになりましたので、接種率の公表は意味がないと考えます。日本小児科医会の2022年1月19日の「5歳～11歳の新型コロナウイルスワクチン接種にあたって」では、努力義務が適用されたことを前提としておりますが、自治体が接種率を上げようとするのが主目的になることに懸念を表明しています。

コロナ禍となって長い年月が経過しており、度重なる自粛等で保護者も子供も疲弊しております。その中で保護者は、子供のために必死に働きながら育てております。そのため、コロナワクチンに関する情報を収集する時間も限られ、判断には時間がかかる可能性もありますが、どうか静かに見守っていただきたく、保健衛生部門をはじめ、子育て部門、教育部門を含め検討をお願いし、以下、陳情いたします。

記

- 1 5歳から11歳のコロナワクチン接種について一律に接種券の発送は行わず、希望者のみに発送する希望制にすること。
- 2 5歳から11歳のコロナワクチン接種について、できれば打ってほしいとかお勧めするというような勧奨は極力控えること。どうしても勧奨する場合は、この接種は任意であり強制ではない旨付言をするよう配慮すること。
- 3 5歳から11歳のコロナワクチン接種の接種率の公表は行わないこと。